

第6期中標津町総合発展計画策定プロポーザル委員会設置要領

(設置)

第1条 総合発展計画策定に係る委託業務を発注するにあたり、プロポーザル方式による審査を公平に実施し、契約の相手方となる候補者の順位を選考するために中標津町第6期総合発展計画策定プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員長の職務等)

第3条 委員会長の職務等は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 委員長は、委員会の議長を務める。
- (3) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(解散)

第5条 委員会は、その任務を終えたとき自動的に解散する。

(庶務)

第6条 この委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

中標津町第6期総合発展計画策定プロポーザル委員会

役職名	職 名
委員長	副町長
委 員	総務部長
〃	町民生活部長
〃	経済部長
〃	建設水道部長
〃	教育部長
〃	病院事務長